

請求から公開までの流れ

情報公開窓口（総務課）



請求書に必要事項を記入して情報公開窓口（総務課）に提出していただきます。また、請求したい公文書の名称や担当課などがわからないときは、ご相談ください。

担当課



請求があった日の翌日から起算して15日以内に公開・非公開の決定をし、その旨を請求者に通知します。ただし、事務処理上の困難などの理由により決定期間を延長することがあります。

非公開等の決定

公開の決定

審査会（不服申立てに対する審査）

再
決
定



市は、不服申立てがあった場合には、下妻市情報公開・個人情報保護審査会に諮問します。審査会は、市から諮問された不服申立てに対する審査を行い、その結果を答申します。市は、審査会の答申を尊重し、改めて決定を行います。

情報公開窓口

不服がある場合
（不服申立て）



決定に不服がある場合は、市に対して、不服申立てをすることができます。

公開の実施



公開は、決定通知書でお知らせした日時・場所で行います。閲覧の場合は無料ですが、写しを交付する場合は写しの作成に要する費用や郵送料を負担していただきます。